

# 事務局通信

〒151-0053

東京都渋谷区代々木 2-39-7 メゾン代々木 201 号

TEL03-3299-5276 FAX03-3299-5275

ホームページアドレス <http://www.hoshinren.jp>

eメール [zaitakubu-hoshinren@ion.ocn.ne.jp](mailto:zaitakubu-hoshinren@ion.ocn.ne.jp)

153号

平成 28 年 01 月 18

↓

一般社団法人



## 伝統医療、療養の給付めざして

代表理事 高橋養藏

昨年も会業務に、会員、理事、事務局の皆さんの積極的な御協力、有難うございました。

「NPO 医療を考える会」を中心に取り組んでいる「健康保険適用拡大と改善」を求める署名は、東京で年末、一万筆を突破しました。全国規模の「国民の会」の運動も、最近、医師が同意書をなかなか発行してくれないことに対して「診断書」の発行に取り組むなど当面の制限改善にも取り組んでいます。

当会でも、「あ、は、き」法の検討に取り組んでいます。今年は、運動を更に発展させるため、一般社団法人会員の拡大と「NPO 医療を考える会」の一般会員を増やしましょう。

社団法人の会員が年間一人の「NPO 医療を考える



会」の会員を増やすことを目標にして、取り組みたいと思います。 私たちがおこなっている伝統医療を、療養の給付（現物給付）にすることをめざして今年も行動しましょう。

## 今年の抱負について

土田仁

新年あけましておめでとうございます。今年の干支は丙の申の年ですね。

丙というのは五行では皆さんご存知の通り、陽火にあたりますよね。そして干支の申の性質は占いなどの本を見ますと金の性質で攻撃を意味すると書いてあります。

また、申年の人の性質はとても活発でなんでも器用にこなし、しかも冷静であるのだそうです。今年の私はまさしくこの丙申年の様に、活発で冷静な一年にしたいと考えております。

さて、私がこちらの〈一般社団法人鍼灸マッサージ師会〉にお世話になったきっかけは、「保険請求」を請け負って下さる団体を探しておりました。

地元にもありましたが、患者さんがどこに行ってるか等、知られてしまうことを懸念し、出来れば県外の団体に入りたいと考えていましたところ、こちらの皆さんはどなたもとても感じが良く、まさに鍼灸師の良い面のおおらかで、とても優しい雰囲気を持ち合わせて感激致しました。私は東北の宮城県仙台市で開業し



ており、本当は大変な所を快く入会を許可して下さった事に深く感謝申し上げます。

あの時からあつという間に5年が経ち、気が付いたら今年40歳です。昨年は開業して5周年でした。

私の治療院の名前は「土田はり灸院」と言います。パソコンで「仙台鍼灸」と検索しますとトップページに出てきます。

ところでその5年前ですが、もう少しで開業して1年が経つときに東日本大震災がありました。

こちらの会には震災の少し前に入会したと記憶しております。

もともとこちらの地域は大きな地震が多く、震災の起きる10年位前から結構、大きな地震が1、2年おき位に起きていました。

皆さん地震に対する備えや免疫は相当あったと思います。消防局でもかなり備えておりました。

しかし、予想を上回る大きさの津波にやられてしまったのです。あの時は開業したばかりで患者さんも少なく暇でしたので、被災地の状況などを毎日見に行ったりしておりました。

震災の後で直ぐに治療院名や名前の画数をプロに診てもらい繁盛するように改名などもしてもらいました。

なので名刺やホームページでは「土田斉知」「つちたひとし」と名乗っております。

そして改名したのも良かったのか震災の1年後位から急に忙しくなり始めました。全国の皆様が被災地に応援に駆けつけてくれその感謝は今でも忘れません。

そしてその疲れを癒すのに当院にもたくさんの方々がお越し下さりました。

そのお陰様もありとても軌道に乗り、昨年はリフォームも出来、拡張しましたが、それでも足りず、今年はずっと広い所に移転を考えております。

先ほども申した通り、今年は干支の様に活発にしかも冷静さを失わない一年にしたいと考えております。

今年もよろしくお祈りします。皆さんにとっても良い一年となりますように！

## 幕開けの良い申年のスタートとなりました

後閑とき子

新年明けましておめでとうございます。本年のお正月は暖かくお天気にも恵まれました。

私は、今年で鍼灸院を開業して五年目になります。鍼灸マッサージ師会の皆様に何かとご教示いただきながら、なんとか頑張っただけです。

私は東洋はり医学会にて経絡治療を学び始めて九年が経ちますが、脈の診方や気の流れ、施術上の補法や寫法など患者さんに見合った治療の内容等など学ばなければならないことは、今年もたくさんありますが、まずは、自分自身の健康管理を怠らないようにと年の最初にあらためて感じ入るところです。

とかく治療家は、自身のことは後回しにしてしまいがちですが、どうぞ皆様もこのことを念頭に置かれましてこの一年を幸先の良いものにしてまいりましょう。

私もぼつぼつではありますが、経絡治療と保険診療を上手に組み合わせた治療を目指してまいりたいと思います。本年もどうぞよろしくお祈り致します。

## 「あはき」は素晴らしい医業

事務局長 清水一雄

平成28年明けましておめでとうございます。本年もよろしくお祈り申し上げます。

今年には私自身開業して30年目を迎える年になります。今思えばサラリーマンが治療家になりたいと開業し、潰れもせず現存し鍼灸マッサージ師会で素晴らしい仲間と出会えたことは貴重な心の財産になっています。

鍼灸、あん摩マッサージ指圧（「あはき」という）が健康保険の対象であることを知ったのはS62年で町田市に問い合わせからでした。

申請していきなり不支給となり、当時鈴木俊一都知



事に審査請求したのが活動の始まりで、ことごとく規制のブロックが敷かれ差別ある医療行政の在り方に気づかされました。

疑問を感じた時に活動していくことはとても重要なことで、活動は欲望ですのではなく道理に基づいていけば、自分自身や社会のためになり少しずつ道は開けていくと思います。

「あはき」は「あはき」法においては確たる医業であり、医療行政において医業類似と吹聴されていることに怒りを覚えていただきたい。

それと「あはき」教育を受けていなくても医師は「あはき」を業とすることが出来る。療養費の支給で「あはき」を理解していない医師が同意しなければならぬことも納得できない。

医師が「あはき」を業として出来るのであれば、「あはき」を医学部のカリキュラムに入れ医師国家試験に出題されるべきである。さもなければ「あはき」法において医師を外すかの何れかと思われまふ。特権による弊害は人を幸せにしません。

今期はこの問題を大きく取り上げています。2月7日(日)13時30分から第3回健康保険法改定実行委員会でも論議しますので、会員皆さんの参加をお待ちしています。

業団として国民医療となるべき音頭を取り、広く国民に真実を伝えていく役割があります。その為にも100万署名活動は大きな意味があります。昨年12月に当会として1万筆を超えたと聞きました。何とか全国で10万筆達成させることが重要になっています。皆で署名頑張りましょう。

## 新年に向けて

武井百代

2015年は慌ただしくあっという間に過ぎてしまいました。個人的にはやり残しも多くまずはそこを消化しながらの始まりとなりました。

本年心がけたいと思うのは



強い心と冷静な目線を持つということです。

昨年夏、自転車で往療の為走行中、ハンドルの剪断分離事故に遭い救急搬送、ERのお世話になるという事態になりました。溶接不良が原因でした。

怪我から通常に戻るまで数か月を要しました。その間、左顔面部損傷によるメンタルダメージや、むち打ちによる頸部肩関節痛、及び口腔内損傷のための摂食困難に悩まされ、患者の立場におかれまふ。

この経験からいかに患者さんが不安、不自由を抱えながら回復を希望に、日常をすごしているのかというのを体感いたしました。

わたしを救ってくださったのは医療、気にかけてくださった患者さん、家族、友人、周囲の方に沢山の支えを戴いたおかげです。我に返ると抑うつになることもありましたが、皆様のご支援でなんとか進んでこられました。

本年、この恩返しを様々なところで返していきたいと思っています。変動多く不安定な世界ですが、健常な強い心と見極めができる冷静な目線で、また今年も進んでまいりたいと思います。

## 5年前の東日本大震災

根本栄

新年明けましておめでとうございます。

5年前の東日本大震災の津波で治療院が全壊した際には、鍼灸マッサージ師会の会員の皆様には、多大な援助をいただき、大変お世話になりました。

本当にありがとうございました。心から御礼申し上げます。お陰様で、現在は、往療にて、リハビリマッサージを主体に施術をしております。

これからも、微力ですが、地域の皆様の少しでも、お力になればと思っております。

まだまだ復興途中でございますが、これからも、人とのふれ合いを大切にして、頑張っていくと思っております。

本年も、ご指導、ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。

## おだやかにらせる、地域社会づくりを模索して

(相談役) 田中榮子

初春のお慶びを申し上げます。会員の皆様の創意豊かな活動から、いつも学ばせていただいております。「健康保険で、鍼灸・マッサージ治療に、気がねなくかけられるように」このテーマは、私達の会の重要な活動の一つを占めています。



3年前、金沢大学名誉教授、井上英夫先生の講演を聞きました。

その時先生は、鍼灸・マッサージ治療を健康保険でかけられるようにすることは、患者の人権の面からも、当然のことであり、健康保険改善活動の正当性をお話し下さいました。

そして、他に大事なこととして、日本社会の実態をよく見ると、格差が拡大している。その日の食べるものも手に入らない、生きてゆくことが困難な人々が増えていること。日本国憲法では、基本的人権、生存権は認められているのに、実際には、それが保証されていない日本人の多さについて、語られました。

井上先生は、「生存権裁判支援する会」の会長をしておられます。「真冬に、石油ストーブの石油が買えなくて、自分のありったけの洋服を身につけても、冬を乗り越えるのは大変です。」と、昨秋、東北の男性から聞きました。

私の住む、西東京市はどうか。この市の福祉、社会保障の実態を、私は、あまりに知らな過ぎると考え、3年前、「西東京市社会福祉推進協議会」へ入会しました。

はじめは、東洋医療の「健康改善署名」の協力をお願いしたり、講演会等の聞き役に徹していました。

本年に入って、1月8日、市役所の高齢者支援課課長、介護保険課課長さんと面談しました。主なことは、「国の方針である、4月から要支援者を介護保険からはずし、自治体の事業とすること」について、その後、どのようなことが決定したか、お聞きしました。

市役所の課長さんのお話では、4月から、新総合事

業の予防プランとして対象者の状態を見て分類し、一つは、要支援者を、ボランティア活動で世話すること。そのボランティアは、市民から募集する予定とのお話でした。

私達は、「ボランティアさんで責任が持てるのでしょうか」等、少々、質問をしました。

市役所の担当者に内容を深く質問するには、こちらがよく勉強しておかなくてはなりません。今後の私の課題の一つです。

皆様も、それぞれ、持ち味を生かして挑戦なさってください。面白いことが見えてきそうです。

## 一年一年が早く感じて

中丸登美男

あけましておめでとうございます。本年も宜しくお願いいいたします。

最近、年齢を重ねるごとに、一年一年が早く感じてなりません。

入会して早くも2度目の新年(お正月)を迎えましたが、自分自身全く進歩がないと反省しきりです。これまで一度も勉強会への参加が出来ずにおり、今年こそは必ず参加をして、新しい事を学ばなければと思っています。

現在、90歳になる母の介護をしながら、仕事をしています。なかなか在宅ケアの患者さんは増えない状態でおりますが、焦らずに、その時間が互いに楽しい時間となるよう努力したいと思います。

いまの在宅ケアでの内容ですが、施術時間は30分と決めています。

最初にゆっくりと四肢体幹の関節可動域拡大を目標にROMexを行い、次に疼痛軽減を目標に患部へのアプローチ、最後に筋力強化・維持を目標に可能な範囲での基礎運動訓練「寝が入り動作、起き上がり動作、立ち上がり動作、座位バランス、立位バランス etc」を実施しています。

転倒、転落といった事故には充分注意しています。ご指導をよろしくお願いいいたします。

## 神奈川県鍼灸マッサージ協同組合の解散

匿名希望

昨年は神奈川県鍼灸マッサージ協同組合が解散し、多数の組合員と共にこちらの師会に移らせていただきました。システムの移行など不慣れな中、親切に対応して頂きとても助かりました。改めてお礼申し上げます。

今年は療養費改定がある予定ですが、僅かながら引き下げ傾向にある医療費に対し、元来低い手技療法の評価がどの程度改善されるのか要注目のところですよ。

また、患者申出療養制度も今年スタートする予定ですが、広がる医療格差に多くの方が懸念を示しており、保険適用の削減で本当に苦しんでいる患者が受療機会を逸するという本末顛倒なことにならないよう慎重に進めるべきで、今後の動向を注視してまいります。

患者さんが通うデイサービスには、放射能汚染により、故郷に戻れず遠いこの地での生活を余儀なくされている人がいます。仮設住宅で厳しい冬を過ごす人々もいまだ多くいる中、目に見えぬ原因による健康被害も及んでいます。病の形も時代とともに変わっており、社会の写し鏡とも言えます。

社会や制度の変化に対応するのも容易なことではありません。やはり助け合う相互扶助の中で私達は生きていますので、その精神を忘れてはならないと思います。マッサージ治療を通じて、患者さんの痛みを分かち合い、喜びを倍にする信頼し合う関係をまた築いていきたいと所望しております。本年もどうぞ宜しくお願いいたします。

## 同意書制度について

荒木文雄

国民や弱者はいつの世も体制側権力によって義務は強られるが権利は制限されがちなのは世の常である。だから権利は常に主張す



る必要が生じるものであり、主張しないと権利は後退して、ついには失なわれてしまう事がある。

日本の明治政府の暴挙、漢方医学排除により、日本国民は今や、見事に西洋医学一辺倒に洗脳状態となり、医療と言えば西洋医学のみと思ひ込み、4000年以上の歴史を持つ東洋医学の存在と価値を忘れていた。実に浅はかで愚劣な事ではある。

特に同意書制度と言うものは国際常識的に見ても、その最たるもので世界の物笑いの一つであろう。

世界中どこの国にこのような馬鹿げた事を国民に強いている国が他にあらうか！

残念ながら、我が日本国のみである。

我々の先人が評した如く“お寺参りをするのにキリスト教の牧師の同意を必要とする”と言うような理不尽な政策を、しかも厚生省の一課長通達で第二次大戦後始めた事が今や金科玉条の如く我々、国民の医療選択権（受療権）、健康権、生存権を妨害、排除しているのである。

正にこれは国民に対する国家権力の犯罪と言える状態であろう。

その狙いは医療費の節減が主目的であるのは言うまでもないと万人が感じる所である。

権利と義務は表裏の関係にあり、国民は義務として、毎月、高い健康保険料を支払っているのだから自分の病気に適した医療を受ける権利があるのだ！

これを制限する権利は国家と言えども慎重でなければならない筈だ。

ましてや同意書制度の問題点を列記すると

①西洋医学に対する東洋医学の劣位を制度化している事、西洋医には失礼で東洋医には屈辱的であり、しかも3ヶ月毎の再同意と言う、足枷をつけて国民患者の権利を侵害している。

②鍼灸治療保険適用を6疾患に制限している事、世界各国ではWHOが認定しているように東洋医学が多く疾患に有効であると認め、活用しているのにそれを日本の厚生省のみが頑なに認めようとしなないのは厚生省としての責任放棄であり、国民としては許されぬ事である。

③東西医療の相違に無知で不当に軽視している事、

東西の医療は病気に対する見方（診断法）考え方（病理観）、とらえ方（症状把握）、治療法、根本が全て違っているのにそれを正当に評価していないし、むしろ理解しようとしていない。

④しかも、最近の現状として医師会等はむやみに同意書を出すなどという指示を出しており、それを厚労省は黙認している。これは自らの同意書制度を否定するような事であり、国民の医療選択権の剥奪であり、我々東洋医学の国家資格者の生活権への迫害でもある。

⑤独、仏、米国等先進国、中国、韓国等世界各国は増大する医療費を抑制する為に東洋医学（針灸）を活用して成功しているのに、日本だけは世界の医療行政に逆行した政策で停滞している。

19 世紀に明治政府に、針灸医学の排除の外圧をかけた独医学界が、今やその針灸医学を独政府として活用しているのは歴史の皮肉とも言えるが、良い物は良いと改正して認める事は、国家百年の大計を考えると国民の健康と、医療費抑制の為に当然必要な事である。

⑥患者と医者との力関係で同意書を気軽に要求しにくい現状があるし、その上に健康保険組合等の不支給や委任払い拒否等、様々な妨害、圧迫がある。これでは国民患者は東洋医療を受ける権利を十分に主張出来ないし、結果として受療権は制限放棄されるのである。これは法の下での平等に反した事であろう。

⑦最近、気になる事態は同意書が絶対視されて国民の健康権、受療権、生存権を保障している憲法よりも厚生省の一課長通達（同意書制度）の方が重視されるという本末転倒な現状がまかり通っている事である。全く愚劣な事ではないだろうか。

こうした状態を放置する事は我々東洋医学業界の力不足もあるが日本国民全体の不幸である。

以上7点が指摘出来るだろう。

現在、我々の置かれた状況であるが戦後60年以上、経過したこの同意書制度を一挙に廃止出来ないのも現実であるし長期戦で行くしかない。

故に、当面の対策としては、同意書制度は将来廃止するという戦略的には軽視して、その不当性を国民に

働かして、議会への立法活動を継続して賛同を得る必要がある。

その一方、矛盾した行動ではあるが当面の我々の現実の医業経営、生活維持の為に、同意書を戦術的には重視して、同意書の確保の為に支持賛同してくれる内科医を5人位は、患者を通して確保する必要があり、それには患者の情報を活用する事である。

最近、関西、兵庫等で同意書に替わる診断書の活用の可能性も多に検討する必要があるし、あるいは同意書制度の変更、廃止の一つのきっかけになるかも知れない。それは国民患者にとって良い事となるだろう。

いずれにしても日本国民が患者の権利を主張する事が日本の東洋医学復興の鍵になるのであるし、それは日本だけではなく、世界的な影響を及ぼす事になるであろう。

## 新年の志 ——鍼灸マッサージ師の役割

在宅ケア部部長 山内恵美子

新年明けましておめでとうございます。昨年は、会員の皆様におかれましては、どんな年でしたでしょうか？そして今年、2016年になりました。今年は何のような年になるのでしょうか？

昨年の2015年は、団塊の世代（S22～24生）が皆、高齢者（65歳以上）になると言われた年です。高齢化社会といわれて久しいですが、今は超高齢社会となり、2015年には65歳以上の人口は3395万人、2025年には75歳以上の人口は3657万人です。（平成24年版内閣府）

今、高齢化と多死が目前です。介護及びターミナルケアも含めた介護が必要な時となってきました。

私事ですが、昨年からぎっくり腰になられた80代後半のおばあちゃまの往診に行くようになりました。往診に向うのは、この方だけではないのですが、戦後から好景気そして不況の日本を頑張って生きてこられた方々が、高齢者になられた今も頑張っておられます。

自立心はおありなのですが、年には勝てぬということで、ぎっくり腰になられました。

お身体を支えてさしあげれば、ご自分で最後までご

自宅で暮らしていきたいと思っておられるようです。

調査によりますと高齢者として住みたい所についてのアンケート結果は、高齢者用に改造して住む 27.1%、改造しないままで済む 25.4%、建て替えて住む 7.2%、特養ホームを考えている方 4.7%、その他は特養以外の高齢者用施設だそうです。自宅に住むと考えている方を合わせますと 59.7%になります。自宅だと考えている方は 6 割に上ります。

2005 年から 2015 年を比べますと世帯主が 65 歳以上の世帯数は、1289 万から 1659 万世帯に 28.7%増加し、単独世帯は 366 万から 497 万世帯へ 35.9%増加しています。

これに対して厚生労働省は、2015 年度から特別養護老人施設の入居条件を要介護度 3 以上にしたことは、ご存知の方も多と思います。まさに介護の形態を施設から在宅へ転換したといわざるを得ません。

家族がいても、単独世帯ならなおさら在宅で暮らしておられる高齢者は、生活していく健康を持つことが不可欠です。

「高齢者の方々が元気で、それなりに幸せにお暮らしいただけるかどうかは、日本社会の健康度、幸福度を左右するのではないのでしょうか？」

これは高齢者のみの問題ではなく、介護退職という言葉をよく聞くように、若い方々にも大きく影響してくることで。

ここで、彼らを入院しなくていいように支える仕事をしていますのは私達、鍼灸マッサージ師ではないでしょうか。

弱っておられる高齢者は入院するほど健康を害してしまつては、回復にかなりの時間と医療費もかかります。そこまでいかないうちに、在宅で普通に暮らしながら健康を回復し維持していくことは本人にとっても、日本社会にとっても非常に重要です。

ここで、在宅での介護者について介護される方々からのアンケート結果を見てみたいと思います。現在、同居の主な介護者は、息子の妻 32.3%、妻 25.8%、娘 18%、夫 12.1%、息子 11.1%、娘の夫 0.7%です。意識調査では、介護を望む相手は、2002 (H14 年) では 1996 (H8) 年と比べ、子供やその配偶者が減少

し、「ホームヘルパー」が増加しているとのこと。

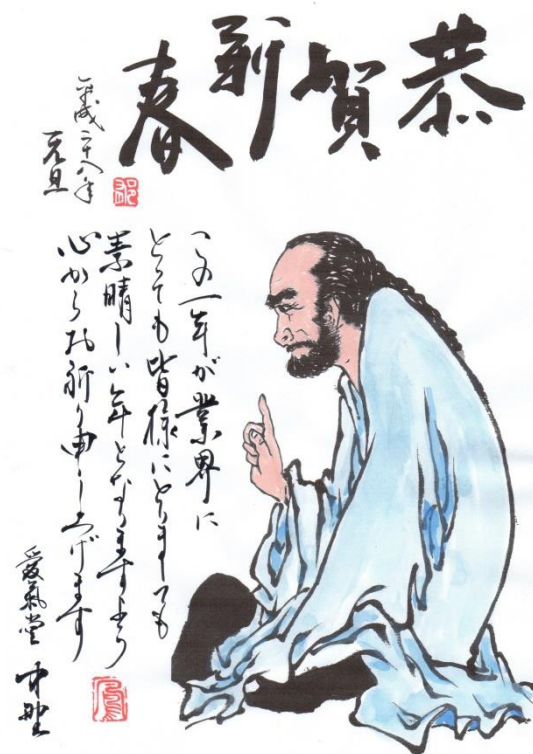
現在の不況では子供たちも働かざるを得ず介護ができないのが現状ではないかと思えます。また高齢者本人も家族に負担を掛けるより介護保険や金銭で解決できるならそうしたいと考える方も多いでしょう。家族ならマッサージなど治療らしきことをする方も居られるでしょうが、ヘルパーはやらないと思えます。やはり専門の技術者、治療家が必要とされるところだと思います。また以前よりはより重篤な症状の方も在宅に戻されて来ています。

「これからは、益々鍼灸マッサージ師がその役割を担い、高齢者の健康を支え、社会を支える必要が増えてくるのではないのでしょうか。」

今年は、これらの役割を自覚して、知識と技術を磨き、お互いに尽力して参りましょう。

在宅ケア部は、研修会を通して会員の皆様のご要望にお応できるように今年も微力ながら務めてまいりたく思っております。

ご協力、御指導をよろしくお願いいたしますとともに、皆様のご健康とご活躍を祈念し、新年の志とさせていただきます。



恭賀新年 中野郁夫

# どうなる平和、民主主義（コーヒーブレイク 2016/1）

橋本利治

あけましておめでとうございます。本年もよろしくお祈りします。

## 暖冬なのか、異常気象

会員の皆様におかれましては本年もよい年でありますように祈念しております。

今年の冬山は異常に雪がない、あってもすぐ融けてしまう、というような状況です。年末年始会員の皆さまはいかがすごされましたでしょうか。

わたしは北アルプス唐松岳を目指して出発、白馬町に入るところから雪が降り始めましたが、通常の降雪、しかし八方尾根は強風のためリフトは動かず、この様な時のためにとっておいた白馬コルチナスキー場（ここは小さなスキー場なのですが、どこを滑っても咎められないスキー場として有名）へ転進するも道路凍結で車が登らず仕方なくあきらめました。

そして翌日もやはりリフトは一部しか動かず、仕方なく歩いて八方池山荘まで登りました、小屋のご主人は「こんなに雪の無いのは初めてですよ」などと話しておられました。標高 1850mでもところどころ岩が出ている状態でしたのでスキーなんかはできないだろう、通常では考えられないコース閉鎖もやむを得ないのかとおもわれました。

さてとんでもない異常気象のシーズンインでしたが、いよいよ 2016 年の幕開けです。今年はとんでもないことが日本で起きそうです。そのような歴史的な年となります。1 月沖縄宜野湾市長選挙、をはじめに 4 月北海道衆議院補欠選挙、7 月には参議院衆議院同時選挙もあるのではないかと一部ではささやかれています。

## とんでもないことが起きるか

この選挙で与党は「憲法改正」を掲げています。何

を改正するのか？与党の目的は 9 条の廃止でありその前段階としての「緊急事態条項」の設置と言われています。（1/8 付東京新聞「お試し改憲」論より）

今の国会勢力分布は衆議院では与党が改憲発議に必要な 2/3 以上の議席を確保しているので、あと参議院での 2/3 議席確保です。

ではどれくらい足りないのでしょうか？それは 11 議席なんですって、あと参議院で 11 議席多くとれば衆参両議院議席 2/3 以上として改憲発議ができることになります。11 議席も・・・？いやいや大阪維新の会など与党補完勢力がありますし、もっと恐ろしいのは民主党の一部の議員は改憲賛成なんですって。



（白馬三山）

## 緊急事態条項

「平和国家」日本が戦争できる筈がないと言っていたらなくなってきました。でもその後の国民投票という高いハードルがあるから大丈夫。本当にそうでしょうか、本命「緊急事態条項」という国民がだれでも賛成できるようなテーマがあったんですよ。

つまり原発事故、パリであったようなテロ、北朝鮮、中国が戦争を仕掛けてきたときには緊急事態宣言を内閣総理大臣が発して事態収拾をするという趣旨なんです。

全ての権力を内閣総理大臣に集中することができるという特別条項なんです。なんと自民党改憲草案 98



条 99 条に堂々と書いてあります。つまりパリで起こったようなテロに対して対処するためには緊急事態宣言が必要でしょうか？と言われればテロで殺されたくない人は誰でも「Yes」と言ってしまいますよね。そこが狙い目だったんです。

## あぶない民主主義

そうするとどうなるか、一切の人権、言論、集会、の停止、税金つまり国家予算の収支の秘密、などで内閣が自由に何でもできる権限を与えるということなんです。

つまり「独裁」ができるということなんです。(今の北朝鮮のような国になるんです) その時に「民主主義」ってなんだ？なんて言っていられないことになります。実は憲法改正よりもこれのほうが怖いんです。

昨年麻生副総理が「ナチスの手口に学んだらどうかね」と講演会で発言しました。そのナチスの手口というのは 1933 年 2 月 27 日国会議事堂放火事件を起こし(諸説あり)、緊急事態宣言(国家防衛緊急令、反逆防止緊急令)を出し容疑者を全て逮捕監禁し言論統制して「全権委任法」というトランプのジョーカーのような法律を成立させます、当時世界で最も民主的な憲法と言われた「ワイマール憲法」下で 2/3 の議席を獲得して国会承認をとるんです。そして其れを盾にしてワイマール憲法下で戦争に突入していくんです。反対者は即刻逮捕されてアウシュビッツ収容所送りでした。

## 牧師の有名な詩

この時キリスト教プロテスタント・ルター派の牧師「マルチン・ニーメラー」は逮捕されてアウシュビッツ収容所へ送られますが奇跡的に生き延びて終戦後収容所から解放されて有名な詩を書いています。

**「ナチスが最初共産主義者を攻撃したとき、私は声をあげなかった**

**私は共産主義者ではなかったから**

**社会民主主義者が牢獄に入れられたとき、私は声をあげなかった**

**私は社会民主主義ではなかったから**

**彼らが労働組合員たちを攻撃したとき、私は声をあげなかった**

**私は労働組合員ではなかったから**

**そして、彼らが私を攻撃したとき**

**私のために声をあげる者は、誰一人残っていなかった」**

(ニーメラー財団日本語訳より)

この時の時代背景をみると、ナチスは賛成派をうまく使って少しずつ勢力を伸ばしてゆきますが、多数派にはなれない(ニーメラーは初めのうちはナチス支持者だったが、ナチスの教会からのユダヤ人追放政策に反対したのです) 第 1 次大戦で敗れてドイツは経済的に窮乏していたので国民の不満をうまく利用してこの法律/を成立させてしまうのです。例えば(中国が攻めてきたらどうする？)(北朝鮮がミサイル攻撃してきたらどうする？)など似ていますね。

その後はニーメラーの詩にあるように次々と反対派を逮捕して最後は国会議員の 80% をナチス党支持者にしてしまうことができたのです。これがナチスの手口だったと思うのですが、麻生副総理にそこまでの深い考えがあったのかどうかは判りませんが、歴史を調べていくと「繰り返されるのか」と思えてなりません。

## 暗い歴史をくりかえさないよう

では、現在の国会の定数を視てみましょう。衆議院では定数の 2/3 以上を改憲勢力がとっています。そして参議院は「ねじれ」があった 2013 年の選挙のお陰で 11 議席が足りません。つまり定数の 2/3 議席とは 162 議席以上を改憲勢力が獲得すると改憲発議ができます。現在は 151 議席です、あと 11 議席で 2/3 となります。

このうち今回 7 月の改選では改憲勢力の 65 議席が焦点になります。もし与党が 65+11 の 76 議席以上の議席を獲得すると改憲発議ができることとなります。橋下維新の会、次世代の党、元気にする会、など改憲派の議席が伸びることですが、弱小政党なんで気になりません。

しかし民主党の中にも改憲賛成派議員がいるということです。先日の民主党の N 議員へのインタビュー

では 30 人ぐらいいるでしょうとのことでした。今民主党が分裂してこの 30 人が改憲派になったらアウトなんです。

あと 6 カ月しかないんです。今ならまだ間に合う。2 度と「負」の歴史を繰り返さないために何をすればよいのか考えましょう。子どもたちの未来のために

も！

今年の年頭に当たり日本にとっての「異常気象」を考えてみました。

今年 7 月 10 日の参議院選挙は熟考して投票所に足を運んでください。

今年も 1 年頑張りましょう。

## セミナーのお知らせ 刺絡治療

日時 平成 28 年 3 月 6 日 13 時 30 分

会場 東京都内 (別途ご案内します)

講師 稲舂 茂俊 先生 ぎんなん治療院院長

稲舂茂俊氏は福岡県博多で「ぎんなん治療院」を開業しており、井穴刺絡療法、円皮鍼療法、吸玉療法、食事療法などを行っています。

井穴刺絡療法の研究と普及に長年にわたり取り組んだ、横浜の浅見鉄男医師の研究会で学び、地元の福岡において刺絡治療普及のための刺絡研究会を開催し 20 年以上になります。

豊富な刺絡治療の臨床経験を持つ、稲舂氏のお話がきける貴重な機会ですから、会員みなさんのご参加を呼びかけます。(セミナーの内容など詳細は追ってお知らせします。参加申し込みを事務局へ)

2015 年度第 3 回

## 在宅ケア研修会のご案内

主催 一般社団法人鍼灸マッサージ師会 在宅ケア部

「誤嚥性肺炎を防ぐ知識とリハビリ」

== 死亡原因第 3 位の肺炎、その 7 割が誤嚥性肺炎  
治療家に必須の予防法を習得しよう

患者さんを守るために、はり灸、マッサージ師全ての治療家が習得したい事です。

多くの方に参加して頂きたい研修会です。

講師 大沢良輔先生 弘前医療福祉大学卒 言語聴覚士 Plus alpha 設立

時 2016 年 2 月 14 日 1:30~4:30

場所 東京都内 (別途ご案内します)

内容 1. 嚥下障害についての定義と総論——概論、摂食条件、家族への指導  
2. リハビリテーション——解剖学的筋肉の説明、実技

申込 一般社団法人鍼灸マッサージ師会 事務局 TEL03-3299-5276  
定員 20名 定員になり次第締め切り  
費用 会員無料 非会員 3000円

「講師プロフィール」大沢良輔

言語聴覚士、年間10回以上の講習会講師を務めている。2014年より、Plus alpha設立、  
専門学校言語聴覚学科講師



## 千駄ヶ谷社教館祭りのご案内

暖冬とはいえきびしい寒さも顔をだすこのごろですが、皆様お変わりなくお過ごしのことと思います。

さて、本年も当会が登録団体となっております渋谷区千駄ヶ谷社会教育会館のお祭りが開催されます。当会も鍼灸・マッサージ相談コーナーを設けて参加することにいたしております。

広く国民の健康維持に鍼灸・マッサージを活用できるよう、健康保険制度の改善の運動への理解を得る大切な機会です。治療を体験してもらい、署名への協力をお願いする取り組みへ、会員みなさんの参加をお願い致します。ご多忙のこととは存じますが、短時間でもお立ち寄りいただければと思います。

### 社教館祭りで会いましょう

千駄ヶ谷社教館まつりは社会教育会館を利用する団体が、団体の活動をアピールする場です。

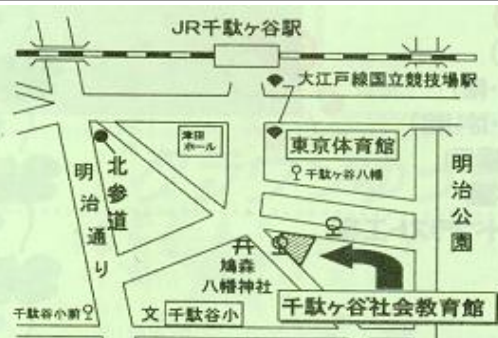
NPO 医療を考える会は「健康相談」を行い健康法として鍼灸マッサージ治療の紹介を行います。

治療する資格のある会員のみなさんには体験治療を受け持ていただきます。もちろん私も参加します。

会員交流の機会ですからみなさん是非ご参加下さい。参加のご連絡は事務局山口までお願いします。

NPO 法人医療を考える会 事務局山口充子

千駄ヶ谷社教館祭り参加  
平成28年2月14日(日)  
10時~17時  
渋谷区千駄ヶ谷  
社会教育館  
JR中央線千駄ヶ谷駅下車5分



※当館には、駐車・駐輪のスペースがございませんので、電車・都バス・渋谷区コミュニティバスを利用してご来館ください。

H28年 1月

1	金	} 年末年始休業
2	土	
3	日	
4	月	} 申請業務
5	火	
6	水	
7	木	
8	金	
9	土	
10	日	
11	月	成人の日
12	火	事務局通信投稿〆切
13	水	通信編集会議 (16:00~17:00)
14	木	100万署名会議 (川端鍼灸院)
15	金	
16	土	
17	日	新年会 (14:00~17:00)
18	月	事務局会議 (13:00~14:00)
19	火	
20	水	
21	木	
22	金	
23	土	
24	日	
25	月	
26	火	
27	水	支給明細などの発送
28	木	
29	金	療養費の振り込み
30	土	
31	日	
申請業務		休業日

H28年 2月

1	月	} 申請業務	申請書〆切
2	火		
3	水		
4	木	} 申請業務	
5	金		
6	土		
7	日	健康保険改正委員会 (13:30~15:30)	
8	月	} 申請業務	
9	火		
10	水		
11	木	建国記念の日	
12	金		
13	土		
14	日	在宅ケア部研修会 (13:00~17:00) 千駄ヶ谷社教館祭り (10:00~15:00)	
15	月	事務局会議 (13:00~14:00)	
16	火		
17	水	通信編集会議 (10:00~11:00)	
18	木		
19	金		
20	土		
21	日	伝統手技療法研修会 (10:00~17:00)	
22	月		
23	火		
24	水		
25	木		
26	金	支給明細などの発送	
27	土		
28	日	理事会 (13:30~16:30) NPO 理事会 (10:30~12:00)	
29	月	療養費の振り込み	

★事務局からのお知らせ 申請書の締め切りは、毎月3日です。